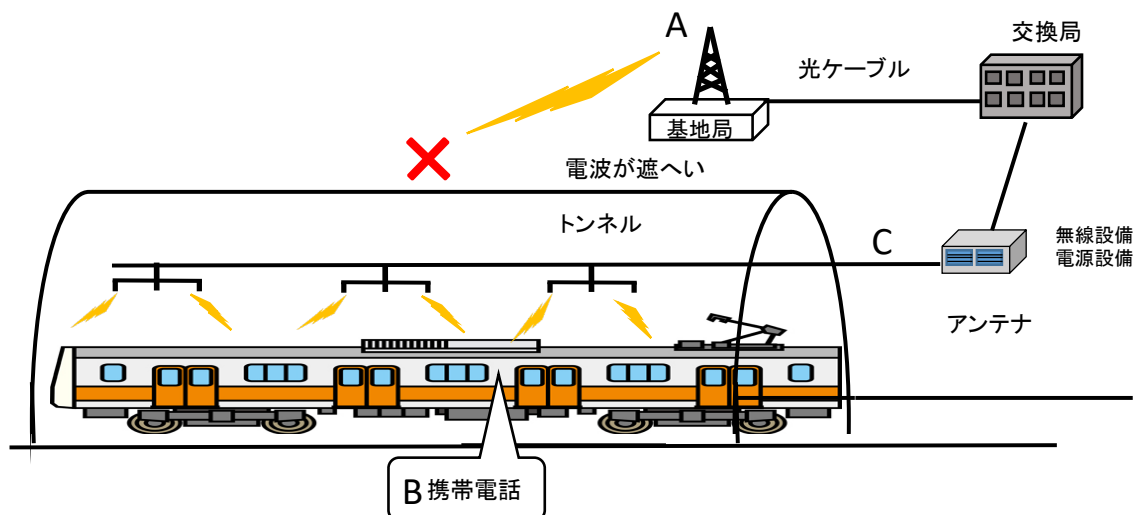


○ 無線システム普及支援事業（電波遮へい対策事業）の概要

鉄道や道路トンネルなど電波が遮へいされる場所において、移動通信用中継施設の整備を行う一般社団法人等に対して、国がその設置費用の一部を補助します。

- 1 事業主体：一般社団法人等
- 2 対象地域：道路トンネル、鉄道トンネル、医療施設
- 3 補助対象：移動通信用中継施設（鉄塔、局舎、アンテナ、光ケーブル等）
- 4 補助率：道路トンネル 1/2 、鉄道トンネル及び医療施設 1/3

<電波遮へい対策（鉄道トンネル対策）のイメージ>



注：基地局Aと携帯電話Bとの間の電波が遮へいされるため、基地局Cを設置することによりトンネル内での携帯電話の使用を可能とする。